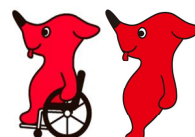


県立特別支援学校整備計画

平成23年3月

千葉県教育委員会



目 次

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	1
	(3) 計画期間	1
2	これまでの児童生徒数の推移と今後の推計	2
	(1) これまでの児童生徒数の推移	2
	(2) 今後の児童生徒数の推計	2
	(3) 児童生徒数の増加の主な背景	3
3	児童生徒数の増加による現状とこれまでの対応	5
	(1) 現状	5
	① 知的障害特別支援学校の場合	5
	② 肢体不自由特別支援学校の場合	6
	(2) これまでの対応	7
	① 分校等の設置による対応	7
	② 特別教室等の転用による対応	7
	③ 教室の合同使用による対応	8
4	課題	9
	(1) 過密化の状況から見た課題（過密分の課題）	9
	(2) 児童生徒数の推計から見た課題（増加分の課題）	10
	(3) 通学上の課題	11
5	今後の対応	12
	(1) 対応方針	12
	(2) 具体的対応	14
	① 活用施設	14
	② 知的障害特別支援学校における整備	15
	③ 肢体不自由特別支援学校における整備	16
	④ スクールバスの待機者の解消や長時間乗車の短縮	16
	(3) 平成28年度以降の対応	17
	資料編	19

(1) 趣旨

本県の特別支援学校では、児童生徒数の増加が著しく、それに伴う教室不足や施設の狭隘化^{きょうあいか}の解消が喫緊の課題となっています。

これまで児童生徒数の増加対策として、軽度知的障害のある生徒による高等部への入学者数の増加が顕著であったため、知的障害特別支援学校における職業的自立を目指した専門学科⁽¹⁾や普通科(職業コース)⁽²⁾を置く分校・分教室や仮設教室の設置を進めてきました。

しかし、依然教室不足の状況は続いています。特に、知的障害特別支援学校においては、近年小学部や中学部の児童生徒数の増加も見られます。

また、肢体不自由特別支援学校では、児童生徒数の増加は緩やかですが、少人数で学級編制する必要のある重複障害者の占める割合が高いことから、学級数が増加し教室不足となっています。

このような現状と課題に対応するため、今後の県立特別支援学校整備計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

特別支援学校児童生徒数の増加に対する取組については、平成22年3月に策定した「輝け！ちば元気プラン(千葉県総合計画)」と「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン(千葉県教育振興基本計画)」に位置づけ、取り組んでいます。

県教育委員会では、これまでも平成19年3月に策定した「千葉県特別支援教育推進基本計画」(以下、「基本計画」という。)に基づき、当面の対応として知的障害特別支援学校を中心に分校・分教室の設置を行ってきました。

しかし、前述のとおり教室不足が続いているため、改めて児童生徒数の増加を試算するとともに、重複障害児童生徒の増加への対応も含めて、全体の整備計画を策定するものです。

(3) 計画期間

今後10年間を見通しながら、平成23年度から平成27年度までの当面5年間を計画期間とします。

【注】

(1)(2) 専門学科や普通科(職業コース): いずれも特別支援学校の高等部に設けられる学科で、企業等で働くことを目指した教育が行われます。

<専門学科> 職業教育を主とする学科のことで、例えば、工業技術科、園芸技術科、生活技術科、福祉・流通サービス科等があります。

<普通科(職業コース)> 普通教育を主とする学科ですが、職業教育に係る実習等を行う時間を多く設定しているコースです。

(1) これまでの児童生徒数の推移

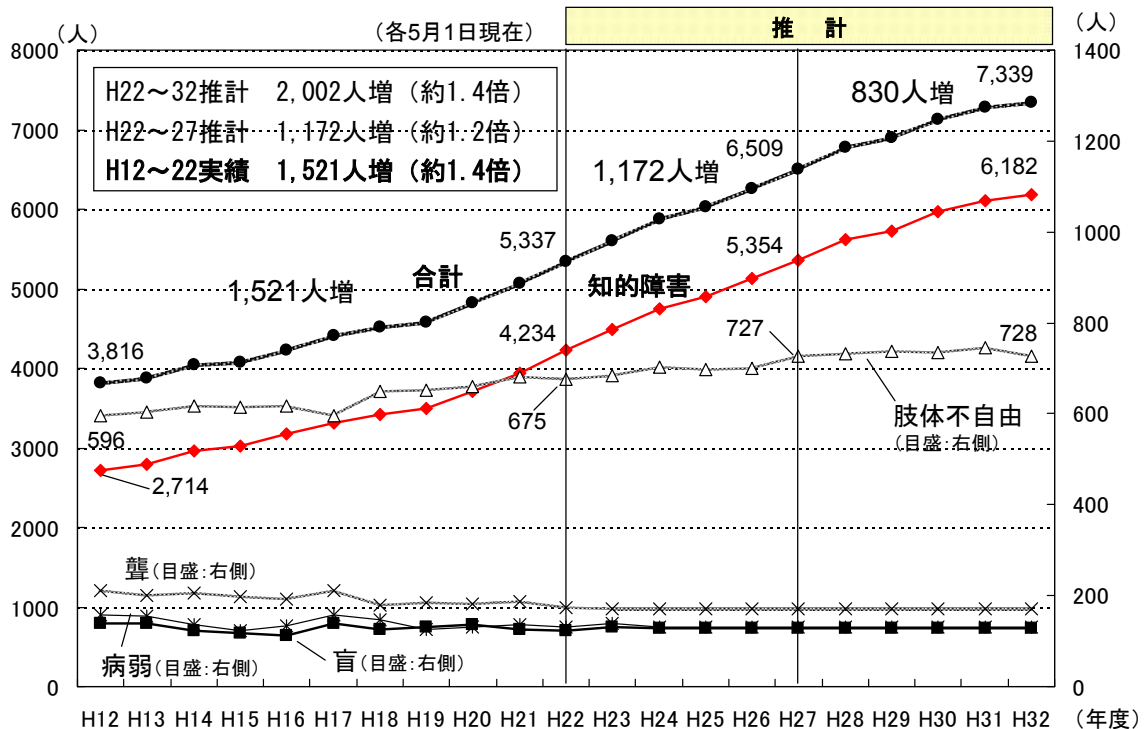
特別支援学校の児童生徒数は、グラフ1のとおりこの10年間で1,521人増加し、平成22年度は5,337人（平成12年度の約1.4倍）となっています。この増加の内訳を障害種別で見ると、知的障害特別支援学校の児童生徒が約99%とほとんどを占めています。

一方、肢体不自由特別支援学校においては微増、盲学校、聾学校及び病弱特別支援学校においては、横ばい又は減少傾向となっています。

(2) 今後の児童生徒数の推計

今後10年間の特別支援学校の児童生徒数については、過去5年間に特別支援学校に在籍していた児童生徒数を基に推計したところ、次のグラフ1の右側（推計の部分）のようになりました。

(グラフ1) 公立特別支援学校児童生徒数の推移と今後の推計



推計の方法

- ① 小学部1年生の数：平成22年度の6歳児の人口に占める特別支援学校小学部1年生の割合を求め、この割合と平成22年度の0～5歳児の人口により、年次進行で算出しました。
- ② 小学部2年生～高等部3年生の数：平成17～22年の5月1日現在の特別支援学校在籍者数を基に、各学年が進級する際の増減率を乗じて算出しました。この増減率については、過去3年間、5年間、7年間の増減率で児童生徒数を推計し、中位となった過去5年間の増減率を使用しました。
- ③ 中学部1年生と高等部1年生に入学する生徒数：特に小学校及び中学校の特別支援学級からの進学者が多いことから、それぞれの進学率（約15%、約71%）を考慮しました。

平成22年度の児童生徒数は5,337人ですが、5年後の平成27年度までに1,172人増加する見込みです。

さらに、平成28年度からの5年間では830人が増加し、平成22年度からの10年間では、合計2,002人の増加が見込まれます。

内訳を障害種別で見ると、これまでの推移と同様の傾向が見られました。

○知的障害特別支援学校……………増加が顕著

○肢体不自由特別支援学校……………微増

○盲学校、聾学校及び病弱特別支援学校……………横ばい又は減少傾向

（3）児童生徒数の増加の主な背景

児童生徒数の増加については、平成21年に独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が、都道府県教育委員会等に対して実施した調査結果⁽³⁾にも指摘されているとおり、本県においても次のような背景があると考えております。

① 特別支援教育に関する理解の浸透

特別支援学校を始めとして、小・中学校等がこれまで特別支援教育の体制整備を行ってきたことにより、発達障害⁽⁴⁾も含めた障害のある幼児児童生徒その保護者に、より適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育に関する理解が浸透してきていると考えられます。

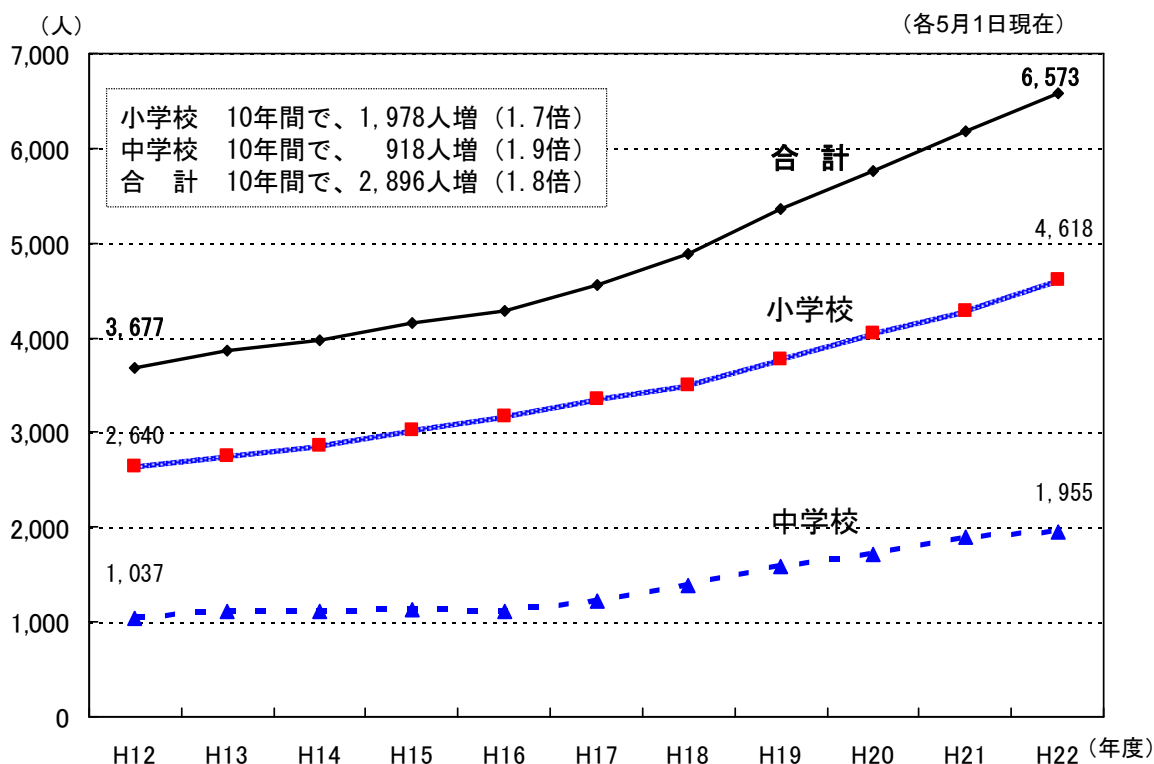
② 特別支援学校の専門性への評価や期待の高まり

これまで実施してきた一人一人に合わせたきめ細かな教育や職業的自立に向けた就労支援についての専門的取組や成果が、児童生徒やその保護者に評価され、その期待が高まってきていると考えられます。

また、上記の①②が、次のページのグラフ2のように小・中学校の特別支援学級在籍者数の増加や特別支援学校への進学率の上昇にもつながっていると考

えられます。特に中学校特別支援学級から高等部への進学率が、10年前と比べると約10ポイント上昇し、約71%になっています。

(グラフ2) 小・中学校特別支援学級在籍者数の推移



【注】

(3) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が、都道府県教育委員会と政令指定都市教育委員会に対して行った調査（平成21年10月～平成21年11月）によると、特別支援学校児童生徒数の増加について、想定される要因として、次のように報告しています。

「特別支援教育に関する理解の浸透」(52%)

「特別支援学校への評価・期待」(45%)

「特別支援学級の増加」(34%)

「医療の進歩」(23%)

「その他」(13%)

(4) 発達障害：発達障害者支援法等の施行（平成17年4月1日）に伴い、学校における発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症及びアスペルガー症候群）のある児童生徒への支援として、教育委員会、小・中学校及び特別支援学校等が次のような取組を行ってきたことにより、特別支援教育に関する理解が深まってきました。

- ・小・中学校等を巡回して指導内容や方法に関する指導・助言を行う巡回相談の実施
- ・小・中学校等における校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名
- ・個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成

3

児童生徒数の増加による現状とこれまでの対応

(1) 現状

児童生徒数が年々増加していることから、各特別支援学校では、教室不足が生じ、学校施設の狭隘化が問題となっています。知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校で、その状況が顕著です。

グラフ3は、知的障害特別支援学校（地区別）と肢体不自由特別支援学校の過密化⁽⁵⁾の状況を示したものです。ここでは、各特別支援学校の設立時・増築時に想定した児童生徒数を基に、平成22年度の児童生徒数がどれだけ上回っているか（以下、「過密分⁽⁵⁾」という。）を比較しました。

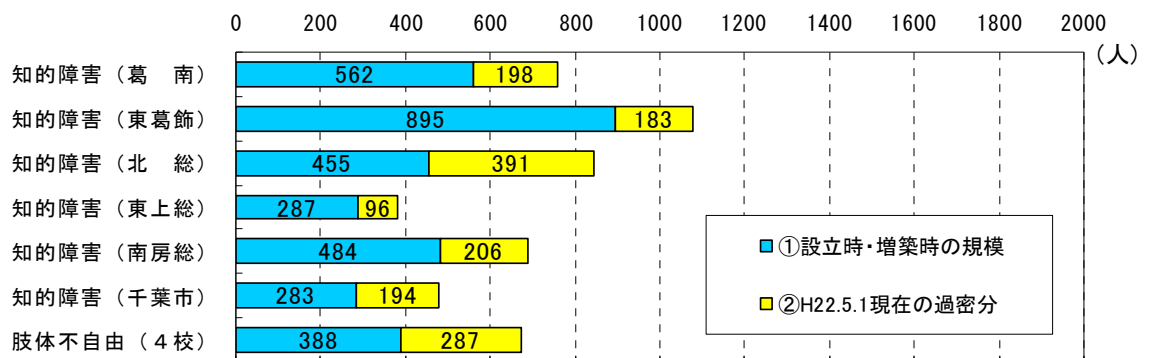
全県では1,555人、県立校では1,400人が、過密分となっています。

過密分	公立校 (県立と市立)	県立校
(平成22年度児童生徒数)－(設立時等に想定した児童生徒数)	1,555人	1,400人

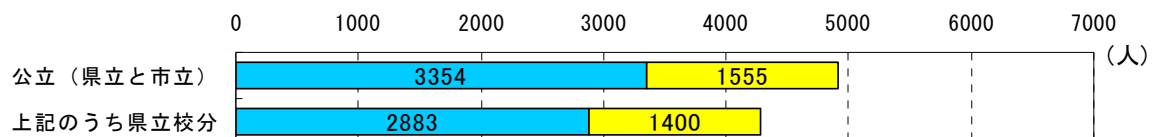
① 知的障害特別支援学校の場合

知的障害特別支援学校の地区別の状況を見ると、過密分が多いのは、北総地区の391人で、続いて南房総地区の206人、葛南地区の198人、千葉市地区の194人、東葛飾地区の183人となり、一番少ない東上総地区においても96人が過密分となっています。

(グラフ3) 知的障害及び肢体不自由特別支援学校の設立時・増築時の規模と平成22年度現在で過密している児童生徒数（過密分）



知的障害と肢体不自由の合計



② 肢体不自由特別支援学校の場合

肢体不自由特別支援学校では、4校合わせて287人が過密分となっています。

これらの学校では、単一障害者と重複障害者（二つ以上の障害を有している者）の割合が、昭和55年度は約8対2であったものが、平成22年度には約3対7と比率がほぼ逆転しており、重複障害者の占める割合⁽⁶⁾が高くなっています。このため、必要となる教室数が単一障害者の場合の約2倍となることから、教室不足が顕著となっています。⁽⁷⁾

【注】

(5) 過密化と過密分

過密化：児童生徒数の増加により、教室不足が生じ、学校施設が狭隘化していること。

過密分：設立当初又は増築時に想定した児童生徒数から上回っている人数のこと

(平成22年度現在の児童生徒数) - (設立当初又は増築時に想定した児童生徒数)

なお、「設立当初又は増築時に想定した児童生徒数」は、設立当初又は増築時に整備した教室数を基に、単一障害、重複障害の学級別に法律^(注)に基づいて算出した人数です。

(注 下記(7)参照)

(6) 重複障害者の占める割合（平成22年度）

知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校を比較すると以下のようになります。

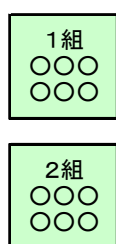
知的障害特別支援学校	約17%
肢体不自由特別支援学校	約70%

(7) 特別支援学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」で、その標準が次のように示されています。

	単一障害者の場合 (普通学級)	重複障害者の場合 (重複学級)
小学部	6人	3人
中学部	6人	3人
高等部	8人	3人

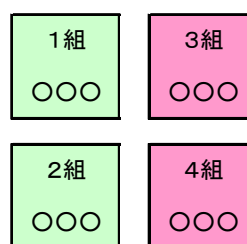
(例)
上の表をもとに
学級編制を行った
場合(小・中学部)

単一障害者が12人
在籍している場合
(普通学級)



2
教室

重複障害者が12人
在籍している場合
(重複学級)



4
教室

(2) これまでの対応

① 分校等の設置による対応

知的障害特別支援学校においては、これまでに分校等の設置、校舎の増築による対応を行ってきました。具体的には、4校に職業的自立を目指した専門学科等を設置し、2校で校舎の増築を行いました。また、臨時的に仮設教室の設置⁽⁸⁾も行ってきました。

加えて、市町村教育委員会との連携により、小学校内に通学時間の縮減を目的とした分教室も設置してきました。

ア 分校等の設置	対応人数	設置等年度 (H:平成)				
		H18	H19	H20	H21	H22
① 柏特別支援学校 流山分教室 高等部普通科 (職業コース)	24				○ →	
② 流山高等学園 第二キャンパス 高等部専門学科—流通・サービス科等の4学科—	240					○
③ 市原特別支援学校 つるまい風の丘分校 高等部専門学科—園芸技術科等の2学科—	96					○
④ 我孫子特別支援学校 清新分校 高等部普通科 (職業コース)	48					○
計	408					

イ 校舎の増築	対応人数	H18	H19	H20	H21	H22
① 君津特別支援学校 教室棟の増築	32	○ →				
② つくし特別支援学校 教室棟の新築	104				○ →	
計	136					

ウ 通学時間の縮減を目的とした分教室の設置	対応人数	H18	H19	H20	H21	H22
安房特別支援学校 鴨川分教室	15			○ →		

② 特別教室等の転用による対応⁽⁹⁾

教室不足に対応するために、特別教室等を仕切り、普通教室に転用しています。各特別支援学校では、このような転用により1校当たり5～7教室を確保しています。

③ 教室の合同使用による対応⁽¹⁰⁾

さらに、普通教室を複数の学級で合同使用をして対応している場合もあります。知的障害特別支援学校では、1校当たり約9教室あり、肢体不自由特別支援学校では、1校当たり約30教室あります。

なお、肢体不自由特別支援学校で合同使用が多くなっているのは、前述のとおり、重複障害者の占める割合が高いことから、学級数が増え、教室不足になっているからです。

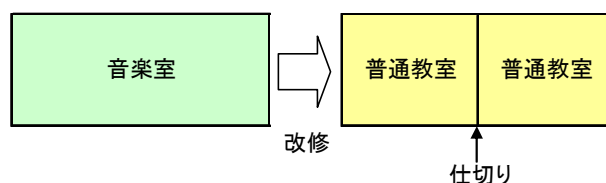
【注】

(8) 平成22年度までに仮設教室を設置した学校

- 柏特別支援学校
- 我孫子特別支援学校
- 市川特別支援学校
- 富里特別支援学校

(9) 特別教室等の転用：

<例>

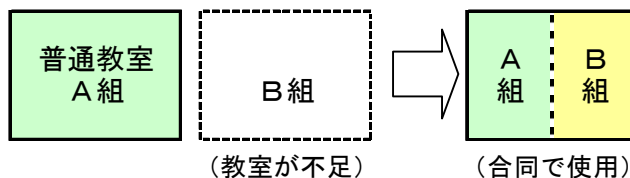


<転用によって確保している普通教室数>

学校	項目	転用によって確保している普通教室数
[知的障害 県立20校]		137教室分
[肢体不自由 県立 4校]		19教室分
計		156教室分

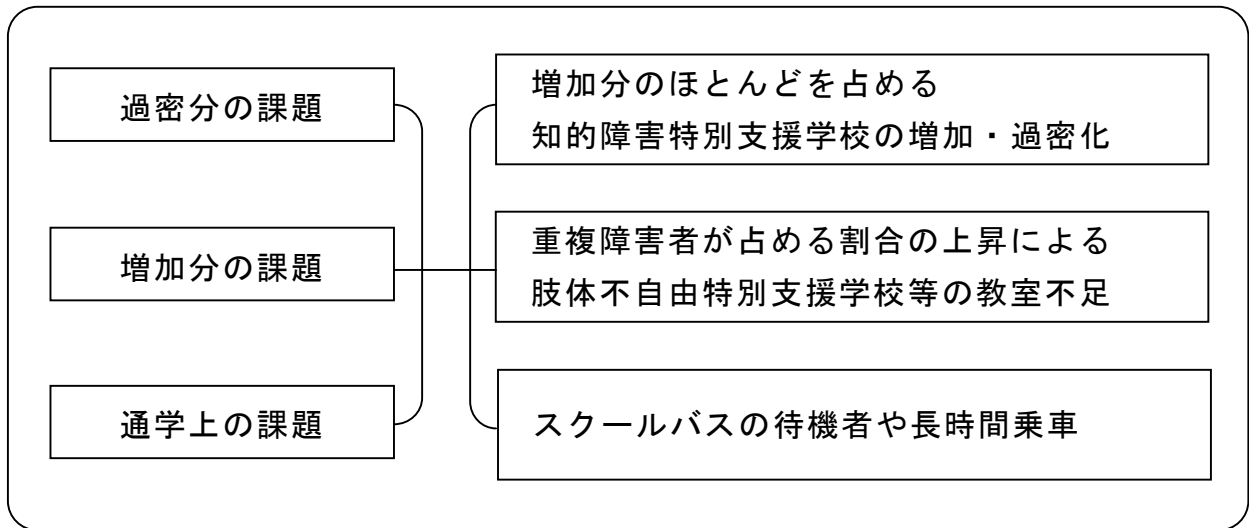
(10) 教室の合同使用：

<例>



<合同使用している普通教室数>

学校	項目	現在の教室数 A	現在の学級数 B	合同使用をしている教室数 (B - A)
[知的障害 県立20校]		567教室	737学級	170教室
[肢体不自由 県立 4校]		120教室	240学級	120教室
計		687教室	977学級	290教室



(1) 過密化の状況から見た課題（過密分の課題）

前述のとおり、全県では1,555人が、県立校においては1,400人が、過密分となっています。

この状況に対し、これまで分校等の設置、校舎の増築、仮設教室の設置、特別教室等の普通教室への転用及び教室の合同使用等に対応してきましたが、施設の狭隘化は深刻です。

具体的には、音楽室や図書室などの特別教室等を普通教室に転用したり、本来は1学級で使用する普通教室を2学級で合同使用したりするなどの工夫をしながら対応してきましたが、その工夫も難しくなっており、音楽の授業や読書活動等の教育活動に支障が出てきています。

特に、肢体不自由特別支援学校においては、重複障害者の学級で教室の合同使用が多く、医療的ケアが安全に実施できるだけの十分な広さの教室が確保できない状況にあります。安全でゆとりのある、よりよい教育環境整備のため、過密化の解消が不可欠となっています。

(2) 児童生徒数の推計から見た課題（増加分の課題）

今後10年間の合計では、全県では2,002人、県立校では1,695人増加（以下、「増加分⁽¹¹⁾」という。）すると推計されます。（グラフ4）

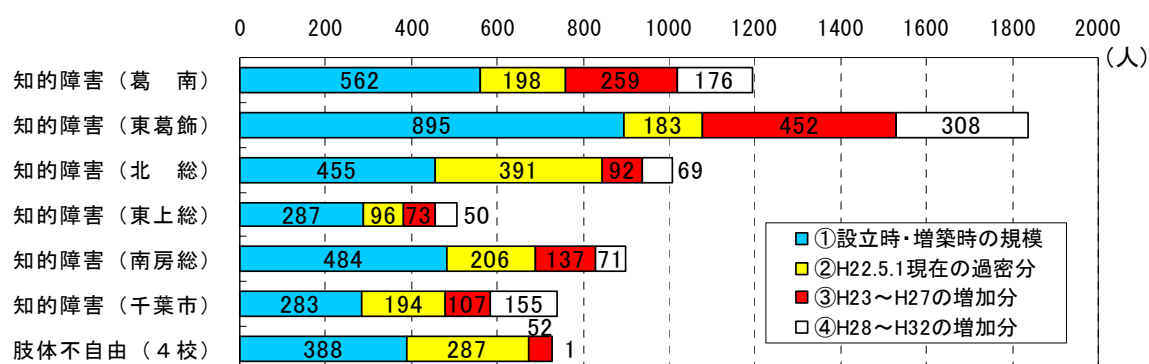
その結果、各特別支援学校では、今後転用できる特別教室も見当たらず、教室の合同使用も難しい状況であることから、早急な対応が必要です。

	公立特別支援学校分	県立特別支援学校分
平成23～27年度の増加分	1,172 人	1,012 人
平成28～32年度の増加分	830 人	683 人
計	2,002 人	1,695 人

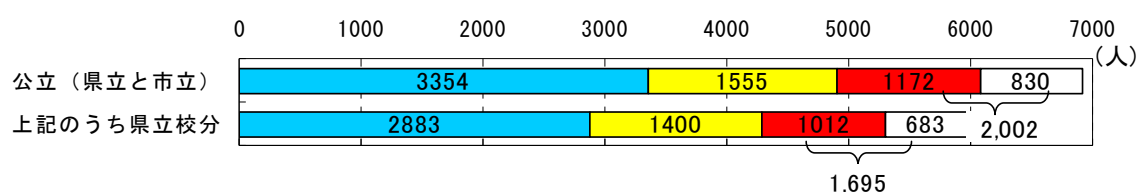
グラフ4は、知的障害及び肢体不自由特別支援学校の設立当初の規模と過密分と増加分を表していますが、知的障害特別支援学校の場合、東葛飾地区が今後5年間で452人、葛南地区で259人の増加が見込まれます。他の地区においても同様の傾向があることから、増加分への全県的な対応が必要です。

一方、肢体不自由特別支援学校の場合は、今後5年間で52人が増加する見込みです。

(グラフ4) 知的障害及び肢体不自由特別支援学校の設立時等の規模と過密分と増加分



知的障害と肢体不自由の合計



(3) 通学上の課題

児童生徒数の増加に伴い、スクールバスの利用を希望しても乗車できない状況が生じています。

また、通学区域が広範囲であったり、登下校時に道路が渋滞したりなどの事情から長時間乗車となり児童生徒の心身への負担が懸念されています。

スクールバスについては、毎年増車を行い、平成22年度現在県立特別支援学校25校に83台のスクールバスを配置していますが、スクールバスの待機者の解消や長時間乗車の短縮を図るため、さらに増車等による対応が必要です。

スクールバスの配置状況

(H:平成)

項目 \ 年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
配置台数	65	69	70	71	72	74	76	78	80	83
前年度からの増車台数	—	4	1	1	1	2	2	2	2	3

平成22年度の長時間乗車の状況

時 間	登校時	下校時
2時間以上2時間15分未満	2人	0人
1時間45分以上2時間未満	9人	6人
1時間30分以上1時間45分未満	17人	11人

【注】

(11) 増加分：次に示すような増加した児童生徒数のこと。

今後10年間の増加分＝(平成32年度の推計した児童生徒数)－(平成22年度現在の児童生徒数)

平成23年度から5年間の増加分＝(平成27年度の推計した児童生徒数)－(平成22年度現在の児童生徒数)

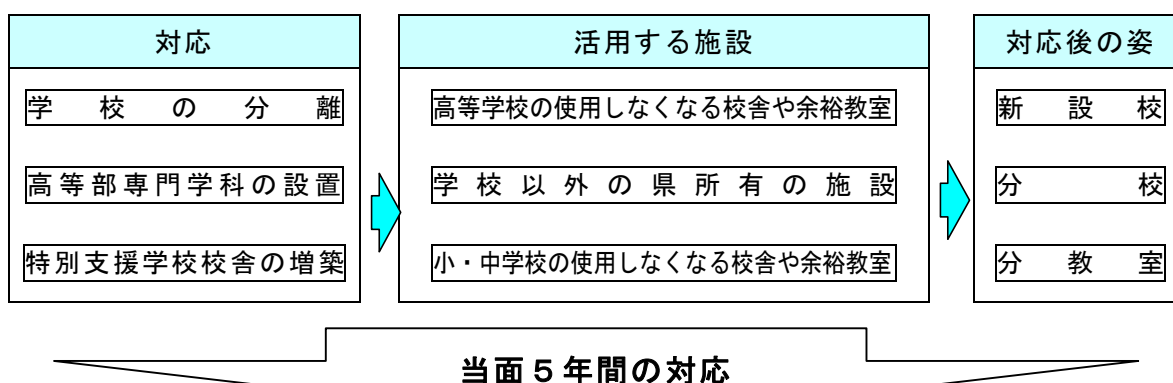
平成28年度から5年間の増加分＝(平成32年度の推計した児童生徒数)－(平成27年度の推計した児童生徒数)

(1) 対応方針

従来行ってきた特別支援学校の増築や軽度知的障害者を対象とした高等部専門学科等を置く分校・分教室設置による対応に加えて、新たに学校の分離⁽¹²⁾などによる新設校や分校を整備します。

活用する施設については、高等学校だけでなく、その他の県所有の施設も検討します。さらに、市町村教育委員会の協力を得ながら、小・中学校の使用しなくなる校舎や余裕教室⁽¹³⁾の活用についても検討していきます。

なお、スクールバスに係る課題にも対応します。



過密分の課題への対応

700人程度の過密分の解消を図ります。

平成22年度時点での県立特別支援学校の過密分1,400人のうち、重複障害者の割合の高い肢体不自由特別支援学校や、過密化が著しい知的障害特別支援学校のある地区の700人程度について、学校の分離などの方法で対応します。

増加分の課題への対応

1,012人の増加分に対応します。

平成23年度から平成27年度までの5年間における県立特別支援学校の増加分1,012人について、引き続き、軽度知的障害者を対象に職業的自立を目指す高等部専門学科等を整備することで対応します。

合わせて

1,712人の対応

通学上の課題への対応

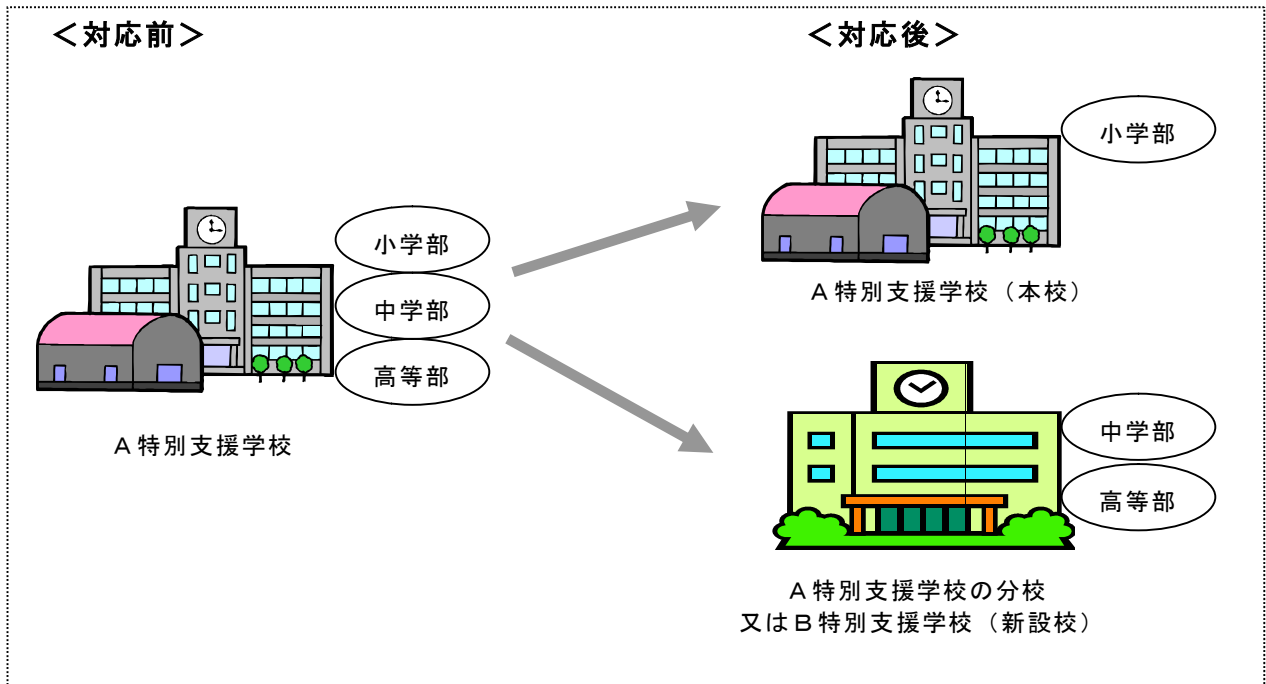
スクールバスの待機者の解消や長時間乗車の短縮を図ります。

【注】

(12) 学校の分離：分離の方法によって、一部分離と全体分離に分けられます。

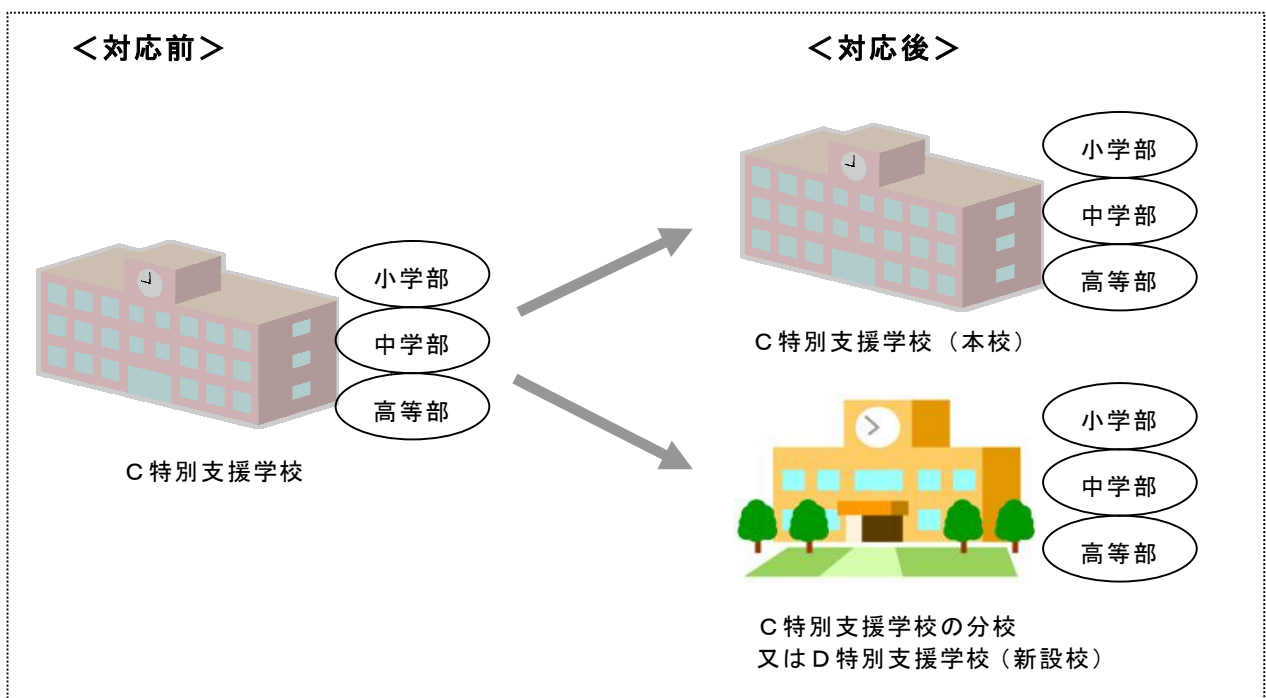
(13) 平成5年に文部省（当時）が策定した「余裕教室活用指針」において使用している用語で、普通教室として使用するために整備された教室について、「児童生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室」と定義しています。

【一部分離の例】学校の状況に応じて、学部を分離します。



【全体分離の例】

学校の状況に応じて、通学区域を考慮しながら、学校全体を分離します。

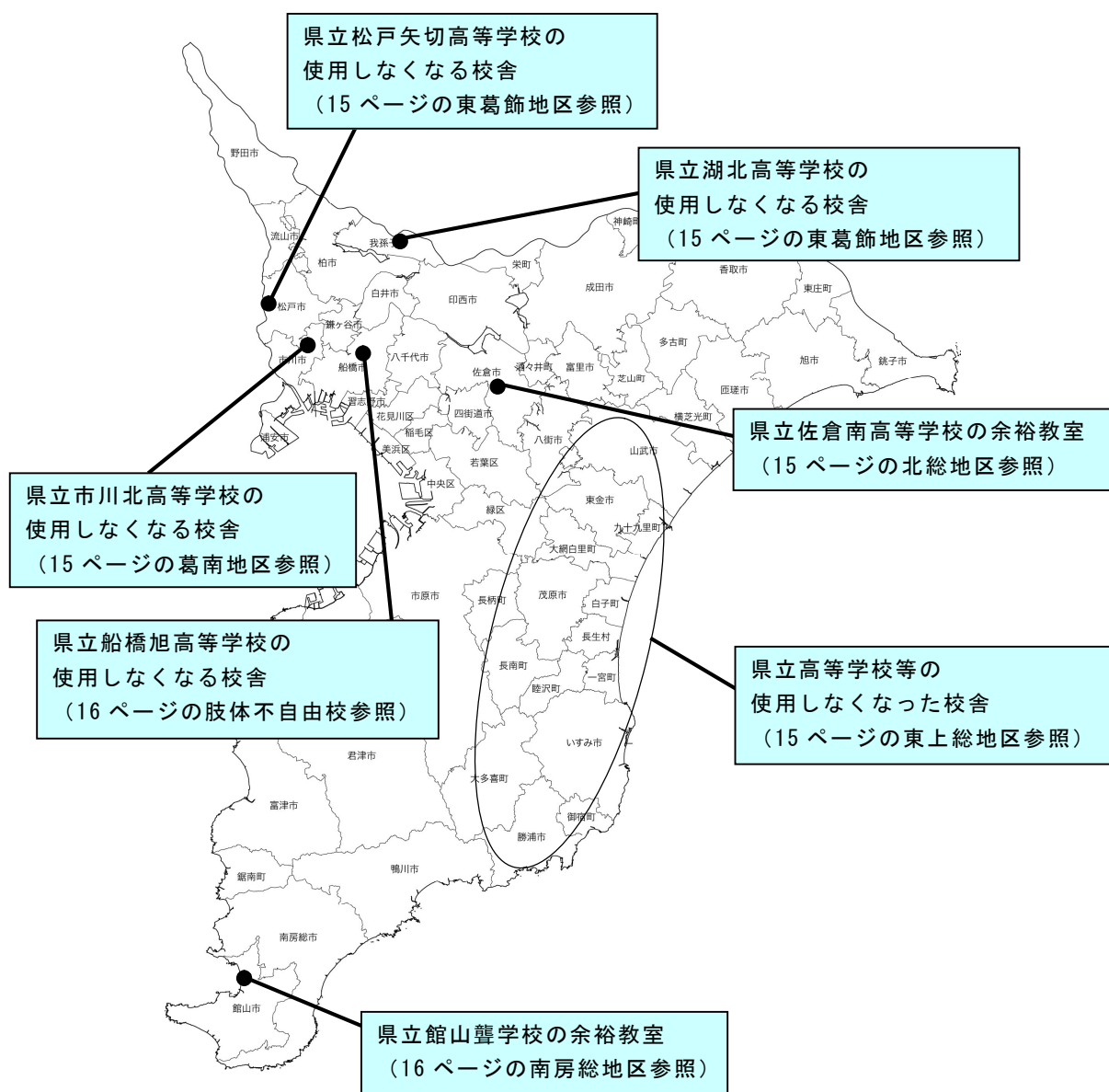


(2) 具体的対応

① 活用施設

現在、活用の見通しのある施設は、次の7施設です。

- ・ 県立松戸矢切高等学校の使用しなくなる校舎
- ・ 県立湖北高等学校の使用しなくなる校舎
- ・ 県立市川北高等学校の使用しなくなる校舎
- ・ 県立佐倉南高等学校の余裕教室
- ・ 県立船橋旭高等学校の使用しなくなる校舎
- ・ 県立高等学校等の使用しなくなった校舎
- ・ 県立館山龔学校の余裕教室



② 知的障害特別支援学校における整備

知的障害特別支援学校の過密化への対応及び増加への対応は、下表のように
 全県にわたって行います。

(○：新設校 △：分校等 □：増築)

障害種	地区	活用する予定施設と設置する規模(人)	当面5年間の必要対応数(人)	設置形態	設置学部	過密化の解消や増加対応となる特別支援学校	
知的障害	葛南	市川北高等学校の使用しなくなる校舎	288のうち 144	過密分 27 増加分 129 計 156	○新設校 高等部専門学科の設置による	高等部専門学科	葛南地区の特別支援学校
		学区内の小・中学校の使用しなくなる校舎等	100		△分校等 一部分離による	小学部 中学部	八千代
	東葛飾	<再掲> 市川北高等学校の使用しなくなる校舎	288のうち 144	過密分 104 増加分 452 計 556	この144人は東葛飾地区分の対応数		東葛飾地区千葉市地区の特別支援学校
		湖北高等学校の使用しなくなる校舎	190のうち 142		○新設校 高等部専門学科の設置と 我孫子特別支援学校の一部分離による	高等部専門学科 〃 普通科	東葛飾地区の特別支援学校
		松戸矢切高等学校の使用しなくなる校舎	200		○新設校 全校分離による	小学部 中学部 高等部普通科	つくし
		野田特別支援学校	96		□増築	小学部 中学部 高等部普通科	野田
	北総	佐倉南高等学校の余裕教室	48	過密分 112 増加分 92 計 204	△分校等 高等部普通科(職業コース)の設置による	高等部普通科(職業コース)	北総地区の特別支援学校
		<再掲> 湖北高等学校の使用しなくなる校舎	190のうち 48		この48人は北総地区分の対応数		北総地区の特別支援学校
		学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	100		△分校等 全校分離による	小学部 中学部 高等部普通科	富里
		学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	100		△分校等 各校の全校分離による	小学部 中学部 高等部普通科	香取 八日市場 銚子
	東上総	県立高等学校等の使用しなくなった校舎	144	過密分 63 増加分 73 計 136	○新設校 高等部専門学科の設置による	高等部専門学科	東上総地区千葉市地区の特別支援学校

(次ページに続く)

障害種	地区	活用する予定施設と設置する規模(人)	当面5年間の必要対応数(人)	設置形態	設置学部	過密化の解消や増加対応となる特別支援学校	
知的障害	南房総	館山聾学校の余裕教室	24	過密分 73 増加分 137 計 210	△分校等 高等部普通科(職業コース)の設置による	高等部普通科(職業コース)	南房総地区の特別支援学校
		学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	100		△分校等 全校分離(肢体不自由と病弱部門の分離)による	小学部 中学部 高等部普通科	君津
		学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	100		△分校等 各校の全校分離による	小学部 中学部 高等部普通科	槇の実 市原
	千葉市	市内で使用しなくなる公共施設等	100		過密分 8 増加分 77 計 85	△分校等 一部分離による	小学部 中学部

※設置する規模については、これまでの過密状況や今後の増加の見込みを考慮しています。

③ 肢体不自由特別支援学校における整備

肢体不自由特別支援学校4校の過密化及び増加への対応は、下表のように行います。(△：分校等)

障害種	活用する予定施設と設置する規模(人)	当面5年間の必要対応数(人)	設置形態	設置学部	過密化の解消や増加対応となる特別支援学校	
肢体不自由	船橋旭高等学校の使用しなくなる校舎	80	過密分 313 増加分 52 計 365	△分校等 一部分離による	中学部 高等部普通科	船橋
	学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	90		△分校等 全校分離による	小学部 中学部 高等部普通科	桜が丘
	学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	100		△分校等 全校分離による	小学部 中学部 高等部普通科	袖ヶ浦
	学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	100		△分校等 全校分離による	小学部 中学部 高等部普通科	松戸

※設置する規模については、これまでの過密状況や今後の増加の見込みを考慮しています。

④ スクールバスの待機者の解消や長時間乗車の短縮

スクールバスによる児童生徒の登下校時の送迎については、「可能な限り補助席は使用しない」、「運行時間は、児童生徒の心身に負担がかからないよう目安として1時間30分を超えないようにする」など、児童生徒の安全確保を第一に考えていきます。

スクールバスの増車は、毎年度、各特別支援学校の待機者数や児童生徒数の

増加の状況、運行時間等を考慮しながら行っていきます。

また、分校等の設置による通学区域の変更や運行コースの見直しを行うとともに、個々の児童生徒の乗車時間の短縮を目指して、特に居住地が遠距離にある児童生徒に対しては、例えば、直通運行を行うなどの運行方法について検討していきます。

（３）平成２８年度以降の対応

これまで述べてきたように、平成２７年度までの５年間で１，７１２人分の対応を行いますが、児童生徒数は平成２８年度以降も第２章のグラフ１でみたように、さらに増加する見込みです。

したがって、平成２８年度以降５年間をみても、その時点での過密分とその後の増加分を合わせた、およそ１，３００人を超える対応が必要となることが見込まれています。児童生徒数の推移については、適宜、推計の見直しを図る必要があるので、今後の５年間の進捗状況を踏まえ、国の動向等も考慮しながら対応していきます。

資料編

- 1 本県の特別支援学校 20
- 2 県の諸計画における特別支援学校児童生徒数の増加に対する取組 21
 - ①千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会） 21
 - ②輝け！ちば元気プラン（千葉県） 21
 - ③みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン（千葉県教育委員会） 22
- 3 知的障害特別支援学校 学部別児童生徒数の推移（県立と市立） 22
- 4 平成21年度末 公立中学校卒業生（特別支援学級含む）の進路状況 23
- 5 平成21年度末 公立中学校特別支援学級卒業生の進路状況 23
- 6 公立中学校の特別支援学級卒業生の特別支援学校高等部への進学率 23
- 7 肢体不自由特別支援学校における重複障害者数の推移 23
- 8 肢体不自由特別支援学校における重複学級数の推移 24
- 9 肢体不自由特別支援学校の教室の状況 24

1 本県の特別支援学校

特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者である幼児児童生徒に対して教育を行う学校のことで、本計画では次のように整理しています。

- ① 視覚障害特別支援学校（1校） 県立千葉盲学校
- ② 聴覚障害特別支援学校（2校） 県立千葉聾学校
県立館山聾学校※1
- ③ 知的障害特別支援学校（26校）

葛南地区 6校	県立八千代特別支援学校 県立市川特別支援学校 船橋市立船橋特別支援学校 同 高根台校舎 市川市立須和田の丘支援学校 同 稲越校舎
東葛飾地区 5校	県立つくし特別支援学校 県立柏特別支援学校（流山分教室を含む） 県立特別支援学校流山高等学園（第二キャンパスを含む） 県立野田特別支援学校 県立我孫子特別支援学校（清新分校を含む）
北総地区 5校	県立印旛特別支援学校 県立富里特別支援学校 県立香取特別支援学校 県立銚子特別支援学校※2 県立八日市場特別支援学校
東上総地区 3校	県立東金特別支援学校 県立長生特別支援学校※2 県立夷隅特別支援学校
南房総地区 4校	県立安房特別支援学校※2（鴨川分教室を含む） 県立君津特別支援学校※2 県立槇の実特別支援学校 県立市原特別支援学校（つるまい風の丘分校を含む）
千葉市地区 3校	県立千葉特別支援学校 千葉市立養護学校 千葉市立第二養護学校

- ④ 肢体不自由特別支援学校（4校） 県立桜が丘特別支援学校
県立袖ヶ浦特別支援学校※3
県立船橋特別支援学校
県立松戸特別支援学校
- ⑤ 病弱特別支援学校（2校） 県立仁戸名特別支援学校
県立四街道特別支援学校

※1 館山聾学校は、平成23年4月に安房特別支援学校に統合する予定です。

※2 銚子特別支援学校と長生特別支援学校は、知的障害者と肢体不自由者を教育する特別支援学校で、君津特別支援学校と安房特別支援学校は、知的障害者と病弱者を教育する特別支援学校ですが、いずれの学校においても知的障害のある児童生徒数の方が多いことから、知的障害特別支援学校に分類しています。

※3 袖ヶ浦特別支援学校は、肢体不自由者と病弱者を教育する特別支援学校ですが、肢体不自由のある児童生徒数が多いことから肢体不自由特別支援学校に分類しています。

2 県の諸計画における特別支援学校児童生徒数の増加に対する取組（関連部分）

①千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）

千葉県の特別支援教育に関する総合的な基本計画として平成19年3月策定。計画期間は平成19～28年度。

VI 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

1 特別支援学校の整備や機能の充実

(1) 特別支援学校の配置・整備

- ① 喫緊の課題である児童生徒増による過密化、長時間通学の解消に向けた対応については、小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等を設置するなど、具体的方策を講じていきます。
- ② 特別支援学校の配置・整備については、従前の各盲・聾・養護学校の障害に応じた教育の専門性を生かしながら、新たな役割を担う「全県型」、「地域型」の学校配置を行います。なお、寄宿舎については、特別支援学校の全体の機能の中で、その教育的支援の在り方について検討します。
- ③ 幼児児童生徒の通学時間について、心身の負担軽減を図るとともに、自分の住んでいる地域で障害に応じた適切な指導と必要な支援が受けられるよう、段階的に条件整備を進めます。

②輝け！ちば元気プラン（千葉県）

千葉県総合計画として平成22年3月策定。千葉県の10年後の目指す姿と、これを実現するための平成22年度から3年間で取り組む政策・施策。

<目標>

障害のある子どもたちが自分の持てる力を最大限に発揮できる教育環境づくりに取り組みます。

<主な取組>

2 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校づくりと支援ネットワークの構築

児童生徒増加による特別支援学校の過密化解消のための特別支援学校分校・分教室の整備や、幼稚園、小・中学校、高等学校での校内支援体制の充実を図ります。

また、地域の支援ネットワークの構築やボランティアによる支援システムの整備など、校外からの支援体制の充実を図るとともに、教育相談や研修等を行うことで特別支援学校が担う地域のセンター的機能の充実を図ります。

○高等学校の教室を活用した特別支援学校の分校・分教室の整備

○幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する障害のある子を支援する体制の整備

○特別支援教育社会人ボランティアの養成・派遣

③みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン（千葉県教育委員会）

千葉県教育振興基本計画として平成22年3月策定。10年後を展望し、今後5年間に実施する重点的・計画的な取組。計画期間は、平成22～26年度。

第3章 施策の方向と5年間に実施する重点的な取組

Ⅱ ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり

—元気プロジェクト—

6 一人一人の特性に目を向けた特別支援教育を推進する

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 特別支援学校の児童生徒数増加への対応

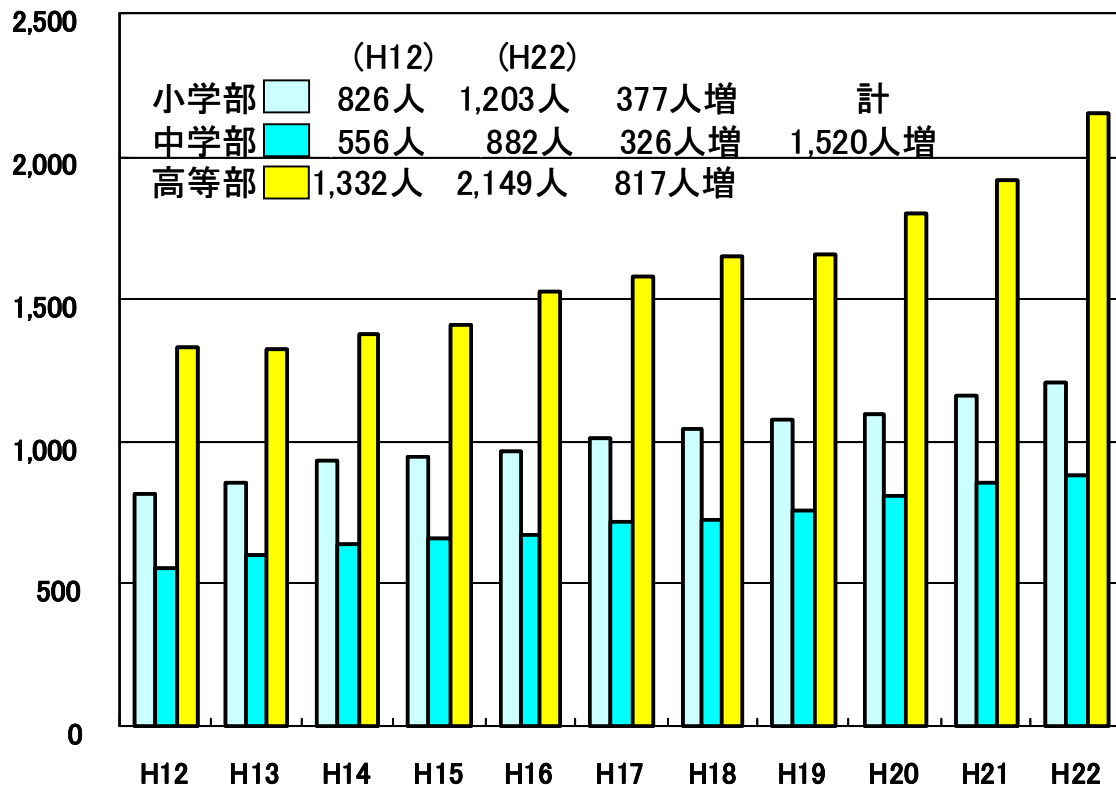
特別支援学校における高等部生徒の増加が特に著しいことから、特別支援学校の過密化の解消と高等部生徒の職業的自立を目指した分校・分教室等を、高等学校の施設などを活用して設置します。

【実施する主な施策】

○特別支援学校分校・分教室等の計画的な整備

過密化の状況や緊急性、児童生徒数の動向を踏まえ、順次整備を進めていきます。

3 知的障害特別支援学校 学部別児童生徒数の推移（県立と市立）



4 平成21年度末 公立中学校卒業生（特別支援学級含む）の進路状況

内訳	進学					専修学校		公共能力 開発施設 等	就職	その他	不明	計 (人)
	高等学校			特別支援 学校 高等部	高等専門 学校等	高等課程	一般課程					
	全日制	定時制	通信制									
人数 %	48,367 93.0	1,034 2.0	704 1.4	557 1.1	227 0.4	128 0.2	90 0.2	41 0.1	202 0.4	662 1.3	8 0.0	52,020

5 平成21年度末 公立中学校特別支援学級卒業生の進路状況

障害種別	進路区分	就職	特別支援学校 高等部	高等学校	高等技術 専門学校等	家業の 手伝等	福祉施設	その他	合計
知的障害		5	400	57	3	9	3	1	478
肢体不自由			1						1
身体虚弱									
弱視									
難聴									
言語				1					1
自閉症・情緒障害		3	88	96	5	10	2	2	206
計(人)		8	489	154	8	19	5	3	686
%		1.2	71.3	22.4	1.2	2.7	0.7	0.4	

※知的障害特別支援学校への進学

知的障害特別支援学級卒業生 478人中 400人(83.7%)が、知的障害特別支援学校高等部へ進学。

自閉症・情緒障害特別支援学級卒業生 206人中 88人(42.7%)が、知的障害特別支援学校高等部へ進学。

6 公立中学校の特別支援学級卒業生の特別支援学校高等部への進学率

(各年度末)

年度	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
進学率 %	61.5	67.5	68.0	70.6	67.9	71.3	69.1	70.2	70.0	71.3
平均 %	68.7									

7 肢体不自由特別支援学校における重複障害者の推移

(各年5月1日現在)

学級	年度	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
普通学級(人)		576	347	274	265	266	297	266
重複学級(人)		121	436	529	498	508	540	612
割合		17.4%	55.7%	65.9%	65.3%	65.6%	64.5%	69.7%
計(人)		697	783	803	763	774	837	878

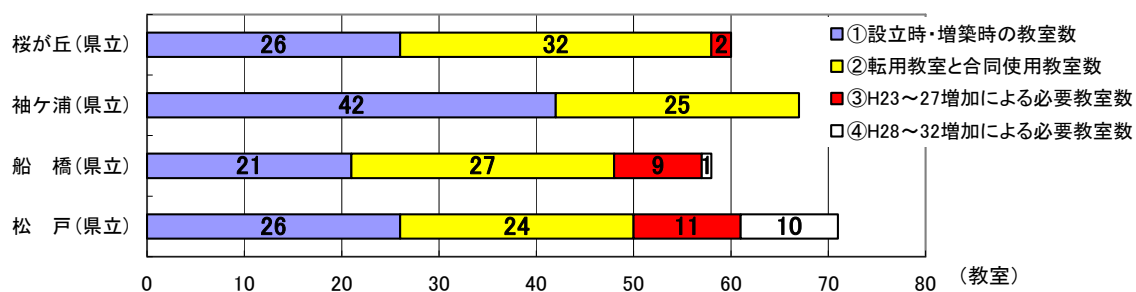
8 肢体不自由特別支援学校における重複学級数の推移

(各年5月1日現在)

学校	年度	平成12年	平成17年	平成22年	10年間の増減
船橋特別支援学校(学級数)		29	33	43	14
桜が丘特別支援学校		38	33	47	9
袖ヶ浦特別支援学校		61	59	60	▲1
松戸特別支援学校		37	38	40	3

▲ = 減

9 肢体不自由特別支援学校の教室の状況



(注)桜が丘特別支援学校:平成32年度には5教室減となり、必要教室は55教室と推定。
 袖ヶ浦特別支援学校:平成27年度には9教室減となり、必要教室は58教室と推定。
 さらに平成32年度には6教室減となり、必要教室は52教室と推定。